

2020年8月21日
あおぞら証券株式会社

金融商品仲介業務の新商品の取扱い開始について

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼を申し上げます。この度、あおぞら証券では、あおぞら銀行の金融商品仲介業務において、新たに他社株転換条項付債券（以下、「EB債」といいます。）の取扱いを開始いたします。

今後ともあおぞら銀行と共にお客さまの多様なニーズにお応えできる商品・サービスのご提供と利便性の向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 商品概要

商品名称	他社株転換条項付債券（EB債）
対象資産	日本株式（一定の銘柄群の中からお選びいただきます。）
建て通貨	円貨
勧誘方法	少人数限定勧誘* * 発行条件はお客さまのご要望に応じて比較的自由に設定できます。 金融商品取引法第4条第1項に基づく届出は行われておりません。 ご購入後の譲渡に制限がございます。
商品の特徴	<ul style="list-style-type: none">EB債とは、仕組債の一種で、債券であるにもかかわらず、償還日までの対象資産（EB債の発行体以外の会社の株式（他社株））の株価変動によって、満期日に金銭（償還金）ではなく、対象資産により償還される場合がある債券です。EB債は、デリバティブの要素を内包することにより、一般的な債券と比較して利率が高く設定されている他、一般的な債券と異なる価格変動性を有する等、特有のリスクがあります。

※ご契約に際しては、契約締結前交付書面を必ずご確認ください。

2. 取扱い開始日

2020年8月21日（金）

〈ご注意点〉

- ・ EB債は、早期償還されずに、対象資産（EB債の発行体以外の会社の株式）の株価変動によって所定の条件に該当した場合は、金銭（償還金）ではなく株式で償還されます。対象資産が一つの場合は当該対象資産で償還され、対象資産が複数の場合は当初株価からの下落率が最も大きい銘柄の株式で償還されます。
- ・ 株式で償還された場合、株式の時価によっては株式売却後の受取金額が投資元本を大きく割り込む、又は投資元本を喪失するおそれがあります。
- ・ EB債は店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債です。また、条件やリスクは対象資産の選定によって異なります。
- ・ あおぞら銀行は、あおぞら証券の委託による金融商品仲介業務としてEB債を取扱いますが、株式の購入・売却等の仲介（媒介）は行っておりません。したがって、株式で償還された場合、その売却等のお取引は、あおぞら証券との直接のお取引となります。
- ・ 投資経験、保有金融資産等が十分なお客さまに限定してのご案内となります。
- ・ お客さまがインサイダー情報を保有されている場合、販売することはできません。
- ・ お取扱い店舗につきましてはあおぞら銀行の窓口までお問合せ下さい。
- ・ EB債のお取引に際しては、契約締結前交付書面により、個別の条件やリスクを十分にご確認のうえ、ご判断いただきますようお願いいたします。

以上